

防府市コミュニティ推進連絡会議補助金交付要綱

昭和61年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市コミュニティ推進連絡会議に対して補助金を交付することにより、全市的かつ総合的に「明るく豊かで、健やかな」住みよい「ほうふ」を築くことを主として活動する各地域のコミュニティ団体及び機関の連絡、協調の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、防府市コミュニティ推進連絡会議とは、各地域のコミュニティ推進組織の団体及び機関で構成する会議をいう。

(補助の対象等)

第3条 防府市コミュニティ推進連絡会議補助金の交付対象は、防府市コミュニティ推進連絡会議が実施する研修会等の事業とする。

2 市長は、毎年度予算の範囲内で防府市コミュニティ推進連絡会議に対し、事業に要する経費を補助するものとする。

(申請の手続き等)

第4条 会長は、防府市コミュニティ推進連絡会議補助金の交付を受けようとするときは、防府市コミュニティ推進連絡会議補助金交付申請書（第1号様式）に活動状況を説明する文書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第5条 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し防府市コミュニティ推進連絡会議補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を会長に通知する。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、防府市コミュニティ推進連絡会議補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の実施を中止したとき。
- (3) その他補助金の交付を受けることが適当でない認められるとき。

(事業実績報告書等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、補助事業完了後、速やかに防府市コミュニティ推進連絡会議補助金実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

代表者住所

氏名

下記のとおりコミュニティ活動を推進するため、 年度の事業を実施したいので、防府市コミュニティ推進連絡会議補助金交付要綱に基づく補助金の交付を申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業内容

3. 補助金申請額 円

第2号様式

補助金交付決定通知書

防 第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市コミュニティ推進
連絡会議補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

補助金額 円

第3号様式

年 月 日

(あて先) 防府市長

代表者住所

氏名

防府市コミュニティ推進連絡会議補助金実績報告書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました防府市コミュニティ推進連絡会議補助金について、防府市コミュニティ推進連絡会議補助金交付要綱第7条の規定に基づき、実績報告書を提出します。

添付書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他